

一般社団法人日本生産者 GAP 協会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本生産者GAP協会と称し、英語では Japan Farmers GAP Association と表示する。

(事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

2 当法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、人類の永遠の課題である「人間活動と自然環境との調和」を目指す農林水産業を構築するために、農業における基本的な約束事である適正農業規範（以下、GAP規範という）及びこれに基づく適正農業規準（以下、GAP規準という）を策定する活動を行うとともに、農業現場で行われる適正農業管理（以下、GAPという）のあり方とその実践に係る学術的活動及びGAPの普及・啓発活動を行うことを目的とし、この目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 日本版GAP規範を策定する事業
- (2) 日本版GAP規範に基づいたGAP規準を策定する事業
- (3) 日本農業に適したGAP規準の認証に関する事業
- (4) 日本農業に適したGAPの教育・指導を行う事業
- (5) GAPに関するシンポジウム・セミナー等を主催する事業
- (6) GAPに関する国際交流を推進する事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種 別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 利用会員 当法人の事業の利用を目的に入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した団体
- (4) 名誉会員 当法人のために特に功労があったと社員総会で認めた個人

(入 会)

第7条 正会員又は利用会員並びに賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 利用会員並びに賛助会員は、社員総会において別に定める利用会費又は賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款あるいはその他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員の過半数が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は当法人を解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種 類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構 成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開 催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 一般法人法の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第17条 社員総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から3週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数及び代理)

第19条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決又は表決を委任した正会員は、社員総会に出席したものとみなす。

(決 議)

第20条 社員総会の決議事項は、第17条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数を持って行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

(議決、報告の省略)

第21条 理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した正会員（社員）のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内とする。

(2) 監事 2名以内とする。

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事を理事長とする。

3 理事のうち、業務執行理事として1名を専務理事、若干名を常務理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。

(理事の職務権限)

第26条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 専務理事、常務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

3 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退社した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第 29 条 役員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した報酬を、社員総会の決議を経て支給することができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会員及び顧問)

第 32 条 当法人に、名誉会員及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会員及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会員及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

4 名誉会員及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構 成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、専務理事及び常務理事の選任及び解任
- 2 理事会は、次に掲げる事項及びその他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲渡受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 一般法人法の規定により、監事から招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(召 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第 42 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 43 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 44 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て理事長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 45 条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日まで、その返還を請求することができない。

(基金の返還手続き)

第 46 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 47 条 基金を返還するため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 48 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」

という)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定例社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く)しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規程に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行った時は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 当法人は、一般法人第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第54条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任(選定)する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な時候は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 57 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決による別に定める。

第 12 章 附則

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 59 条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第 60 条 当法人の設立初年度の事業年度は、法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の年会費)

第 61 条 設立時の会費は、別表 1 に示す金額とする。

(設立時の役員等)

第 62 条 当法人の設立時役員は、別表 2 に示すとおりである。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 63 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 茨城県筑西市西保末492番地の2

氏名 田上 隆一

2 住所 茨城県つくば市吾妻3丁目19番地1パークヒル吾妻2棟402号

氏名 石谷 孝佑

3 住所 茨城県つくば市谷田部5665番地6 シャルムつくば301号

氏名 二宮 正士

(法令の準拠)

第 64 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法、その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本生産者GAP協会設立のためこの定款を作成し、設立時役員が次に記名、押印する。

平成 22 年 1 月 31 日

設立時社員 田上 隆一

設立時社員 石谷 孝佑

設立時社員 二宮 正士

- 1 この定款の変更は、平成30年6月9日から施行する。

これは一般社団法人日本生産者GAP 協会定款の原本に相違ありません。

平成30年6月9日

一般社団法人日本生産者GAP 協会

理事長 田上 隆一